

## 令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までの 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

### 無料となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、  
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援



### 無料となる期間

満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から小学校入学までの 3 年間

無料となる対象者・無料期間の具体例

○ 無料となる対象者

時期	対象者
令和元年度	平成 25 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日生まれの児童
令和 2 年度	平成 26 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日生まれの児童

○ 令和元年 10 月に 4 歳になる場合の無料期間

R 1.10

R 4.3



○ 令和元年 10 月に 3 歳になる場合の無料期間

R 2.4

R 5.3



### Q & A

Q 無料とするためには、区役所で  
手続きが必要ですか？

A 新たな手続きは必要ありません。

Q おやつ代や教材費なども無料に  
なりますか？

A おやつ代など、これまで実費負担  
していた費用は、無料になりません。

Q 現在も利用者負担がありませんが、  
その場合はどうなりますか？

A 既に利用者負担がない場合は、  
特に変更はありません。

Q 無料で利用するための新しい  
受給者証は、送られてきますか？

A 新しい受給者証は送付いたしませんので、  
お持ちの物をそのままお使いください。

Q 収入が高い、働いていないなど、  
無料にならない条件はありますか？

A 収入の制限などはありませんので、  
必ず無料になります。

Q 令和元年 9 月以前に利用した分は、  
無料になりますか？

A 令和元年 10 月以降に利用した分  
のみが、無料になります。